

## 総合討論

パネラー：高山 正也、斧淵 裕史、佐野 千絵、矢野 正隆  
司会：伊藤 正直

【伊藤】 それでは、4本の報告をいただきましたので、これからディスカッションに入りたいと思います。



皆さんから質問票を出してください、とお願いましたら、非常に熱心に沢山の質問が出て参りました。30枚

以上の質問が出ております。討論の時間が1時間位しかありませんので、とても出していただいた方ご自身にご説明していただく時間はありません。申し訳ありませんが、こちらで適宜ご質問の趣旨をまとめる形、関連した質問をまとめる形で議論を進めていくというようにしたいと思います。

内容的には、国立公文書館と日本銀行アーカイブ、二つのアーカイブズの現状と課題についてのご報告、それが前半にありまして、後半で資料保存をどう行うかというご報告と、経済学部資料室についての説明がありました。そこで、議論を二つに分けてまして、前半30分位で国立公文書館と日本銀行アーカイブについてのご質問に答えていただき、後半30分位で、佐野さんからご報告のあった資料保存、実は日銀アーカイブについてのご質問の中でも内容的には、佐野さんに聞いた方がいいというようなこともあるので、前半のところでも佐野さんに助けていただくことがあるかもしれませんが、そういう形で進めていきたいと思います。

最初に、高山先生には、非常に分かりやすい質問と難しい質問とがごございます。一つは、「日本にはたくさん自治体があるが、公文書館の無い自治体が大変多い。そういう自治体の公文書は、今一体どこに置かれているのでしょうか。地方の公共図書館がそういう役割を担っているケースはありますか」という質問です。



次に公文書館そのものについてですが、「アメリカの公文書館に館員が2,500人もいるのに、日本の国立公文書館は、今、39人しかいない。人口4,800万の韓国ですら300人以上の公文書館員がいるのに、39人しかいないという状況をどう脱却していくのか」という質問です。また、「民間資料とか企業資料の受け入れの余地は公文書館には全く無いのか。企業が消滅するに従い貴重な民間資料はどんどん散逸している。これらの資料保存を行うアーカイブズは、非常に重要なのではないか」という、これはご意見ですね。

あともう1点、「官公庁文書をきちんと公

文書館に集める、集中させる方策を、公文書管理委員会は持っているのか」、これは高山館長に聞いても仕方がないことかもしれません。以上の質問が出ていますので、これについてお答えいただければと思います。

**【高山】** はい、かしこまりました。ご質問いただきましてありがとうございます。私のできる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。



まず最初に「公文書館の無い自治体の公文書はどうなっているのか」というご質問ですが、これは図書館の中

にももちろん入っているものもございますが、これはしかしそれぞれの図書館の姿勢がかなりものをいうんですね。

例えば、福岡県福岡市のようにかなり積極的に公文書を集めておられるところもあります。それから気がついてみたら入っていましたというような状況の自治体もあります。昔、古い明治の終わりとか大正期から、あるいは昭和の初期に入ってそれを漫然と引き継いでいるようなところもございます。

しかし、私が見るところ、全ての自治体がそうなっているかというと、そうではない。やっぱり圧倒的に多いのは、首長部局の総務部文書課というような文書の管理担当課がございます。そこが文書庫という倉庫を持っているわけです。そこに入れてあります。

最近ですと、例えば、少子化でもって学校の校舎がすいてくるということになると、空き教室にどんどん文書を入れていくというようなことになります。数年前千葉県で、そういう空き倉庫を使用して問題が生じた例があ

ります。倉庫ですから普段はめったに誰も人が入らないように嚴重にロックされていて、そこに地下から天然ガスが発生し、部屋に充満して爆発をしたというような事件も起こったりしているわけです。

この倉庫に入れておくというのは、国の機関もそうなんです。国の機関もそれぞれの原局であるところの国の府省が、大きな倉庫を持っておりまして、そこに文書を入れておく。保存年限がきて、これは先程も言いましたように、あまり重要でないから、公文書館へ渡してもいいかというようなものが公文書館に入ってくる、ということになります。そんなところでよろしゅうございますか。もうちょっとこういうことを聞きたい、ということがございましたら後ほどもし時間がありましたら仰っていただきたいと思います。

それから、「民間資料が公文書館の中に入るのか入らないのか」と、こういう問題ですね。これは、結論から申し上げまして、現在の公文書管理法は民間の資料は一切考えておりません。これは大変皆さん方にとってはショックだと思います。

しかし、我々は民間の文書も対象にしなければいけないと言いますが、これはその場合の民間というのは皆さん方が考えておられる民間ではないわけです。かつて国であった機関、これが民間の株式会社に転換されるという例が、この過去 10 年、20 年を考えると、盛んに最近起こっているわけですね。

そういう民間会社が持っている文書、例えば JR 東日本が持っている国鉄の文書というようなもの、これは我々として何とかしなければいけないということになるんですが。しかし、それとて散逸した公文書を移管してもらおうということですから。それはかつて公文

書として扱われた文書だったから、国の方に移管するようにと、説得をしてこいということなんですね。

それがもし古書市場に出回った時に、それを購入するための資料収集費というのは、独立行政法人である国立公文書館には一切、一文たりとも与えられていないという状況でございます。

そういう状況で「重要な公文書が、国立公文書館に集まるように『公文書管理委員会』は機能しているか」、こういうご質問がくるわけですが、まだ、公文書管理委員会が何をどういう形でおやりになるかというのは、よく分からない状況です。

というのは7月15日に第1回の顔合わせがございました。それで、現在何をやっているかということ、次回が確か10月に開かれるんですが、第1回の顔合わせと言いながら、そこで政令の案というのがどさっと事務局側から、公文書管理委員会の委員の方々の前に提示されたんです。

これと併せて、多分、今そうだと思いますが、パブリックコメントを募集しているはずですが、パブリックコメントを踏まえて、委員の方々からも既にいろいろと意見が出ておまして、ここをああしろ、こうしろというようなことを言ってくださっているようですが。

それを踏まえてどうするかということで、私の個人的な考えが入りますけれども、公文書管理委員会は、具体的にああしろ、こうしろという細かなことではなくて、もっと大きな制度というようなものあり方についてご意見を頂戴するということであって、重要な公文書が入るようにするというのは、それは国立公文書館のそれぞれの専門官が担当する

行政、府庁を持っております。一人当たり三つか四つの府省を担当しております。それで移管交渉をするわけですね。

これから新しい法の制度の中でどういうふうにするかということ、現用文書をそれぞれの省が管理しております。今までは、その現用文書の管理に対して、国立公文書館は一切口を差し挟むことはできなかったんです。評価選別権が一切認められていなかったんですね。

ところが新しい公文書管理法になった段階で、現用文書の管理に対して、そのレコードスケジュール、いわゆる移管文書のスケジュールをどうするかということと、ファイル管理簿の一切をどうするかということについて、国立公文書館が意見を言うことができるようになったんです。

しかし、現用文書の管理権限はそれぞれの府省に任されておりますから、その府省がどうしてもこれは公文書館に移管して公開された結果、誤解されたら困るから、うちの方で廃棄してしまうぞということになった場合に、その廃棄許可というのは、これからはそれぞれの府省の担当大臣でなくて、内閣総理大臣まで承認を取らなければいけないということになっております。内閣総理大臣までその問い合わせが上がりますと、必ず、廃棄を認めるかどうかという問い合わせが専門の国立公文書館に下りて来るはずですが。その段階で担当の専門官が、「それを認めたら困りますよ」とか、「それは絶対拒否してください」というようなことを総理大臣に言って、総理大臣名でそれぞれの府省に廃棄はまかりならぬと命令を出すことができるということになっております。

ですから、個別文書の廃棄・移管の問題は

公文書管理委員会マターではなくて、ご質問の内容は、これは国立公文書館の担当専門官が、ご質問されたような趣旨に則って動いていく、こういう状況になっております。ということでもとりあえずお答えをさせていただきます。

**【伊藤】**最後の点ですが、日本銀行アーカイブの場合は、原局・原課からアーカイブの方に基本的には資料が全部来る仕組みになっている、来た資料について、どれを残して、どれを廃棄するかはアーカイブの方で判断ができる、という形に一応なっている。

これは欧米のアーカイブズのあり方ですね。日本は、残念なことに全くそうはなっていない。どの資料を国立公文書館に渡すか、あるいはどの資料を捨ててしまうか、溶かすかということについては、各省庁の側が自分で判断できる。これが、今仰ったような形で、少し手がかかるようになってきた、ほんの少し前進したということですね。

**【高山】**ほんの僅かですけれども、可能性が出てきたというのが現状であると、こういうことが言えます。

**【伊藤】**ですから、そういう意味で先程ご報告の時に、重要な資料がなかなか移管されないという趣旨の発言がございましたが、それがそうではない、国民にとって大事な資料を集められるようにするためには、最終的には法改正、制度改正が必要とお考えになるのでしょうか。

**【高山】**ガイドラインや施行令のレベルではなく、法改正が必要ですね。今、私がお説明

申し上げましたのは、これは来年4月、要するに去年の6月に制定された公文書管理法が施行され、その法の規定に従えばこういうことになるということです。これでは生ぬるいぞということになったら、それこそ国民の間から声が上がってきて、そして公文書管理法の施行5年以内の見直しの段階で、新たな公文書管理法で、もっと国立公文書館の関与を強めるとか、あるいはそこで国立公文書館は頼りにならないから、公文書管理委員会の介入を強める、そういうふうに変更するのはないかというふうに思います。



**【伊藤】**高山館長に質問したいことはまだ沢山あると思いますが、実は、非常に多くの質問が日銀の斧淵さんに出ていますので、そちらに先に移りまして、それで時間が余れば戻るといった形にしたいと思います。

まず、答えやすい質問です。「アーカイブの職員は何人いるか、それからアーカイブの業務の研修はどのように進めているのか」、「日銀には、貨幣博物館、図書館があると思うが、それとアーカイブの連携はどうなっているのか」、この2点にまずお答えください。

**【斧淵】**たくさんご質問をいただいているとことで、どうもありがとうございます。まずは2点のうち、1点目の職員の数と研修で

すが、アーカイブ専属で所属している職員は、約 10 名おります。



専属というふうに申し上げたのは、その 10 名のほかに、兼務となっている職員も何人かおまして、例えば、先程の公開事務とか、

あるいは収集などでいろいろと事務が錯綜するような時には、普段は主に他の部署に所属している職員にも協力を求めることができるようになっています。

ただ、通常は、専属の職員、これもその時によって若干増減がありますが、約 10 名で事務を行っています。

それから、2 点目は研修についてご質問いただいたということですが、研修については、国立公文書館の高山館長のところで毎年しっかりした研修を開催されておられますので、私どもでは、そちらの研修の目的や内容、参加対象となる者の事務経験等を踏まえながら、これまで参加させていただいております。

私どものアーカイブが総務大臣による指定を受けたのが、平成 14 年 10 月ですが、平成 15 年度以降でいうと各種の研修を合わせた延べの人数で 17 名が参加させていただいています。17 名というのは、先程の 10 名とは数が合わないように思われるかもしれませんが、国立公文書館での研修は、例えば、職員研修会とか職員養成課程とか、分かり易く言うと、初級編とか中級編とか上級編というかそんなふうに分かれているために、同じ職員が複数回参加していることによるものです。

ちなみに申し上げますと、1 週間程度の割と経験の浅い職員が参加するような研修には、6 名が参加しており、専門職員養成課程とい

う 4 週間の研修で、研修終了後には論文の提出があるというしっかりした内容の研修には、その中から 5 名が参加しております。また、実務担当者研究会議という、特定のテーマに関して、既に研修を履修した人が集まって討議するような会議にも今まで 6 名の者が参加しています。

**【伊藤】**あと、図書館との関係についての 2 点目の質問はいかがですか。

**【斧淵】**はい、「貨幣博物館とか図書館との連携はどうなっているか」というご質問ですね。

まず、資料の移管・収集という面から申しますと、先程、業務についてご説明した通り、日本銀行では、それぞれの文書を作成する部署があり、アーカイブは保管期間が満了した資料の移管を受け、選別を行うわけです。例えば、貨幣博物館とか図書館もそういう文書を作成する部署の一つという面があります。日本銀行の移管・収集の仕組みについては、先程、伊藤先生が仰ったように、国の仕組みよりも欧米的な形になっていて、保管期間 10 年以上の資料は全てアーカイブに移管されて、アーカイブの側に選別権があります。ただ、それは一方的に私どもアーカイブだけで決めるということではなくて、我々のところで、第一次的な判断はするわけですが、それぞれの作成部署の意向・考え方もありますから、意見が合わないような場合は、合意を得られるようによく話し合った上で、最終的に決めることとなります。最終的には、どちらに選別権があるかという、規則上は作成部署ではなく金融研究所アーカイブの方にありますから、本当に紛糾して物別れになってしまえ

ば、アーカイブの方の判断で決定できる仕組みにはなっていますが、同じ組織の中にあるわけですから、日頃の事務の中でもなるべく連携をとるようにして、スムーズに合意できるようにやっています。

また、日頃の業務に関する連携ということでは、例えば、我々アーカイブの方に貨幣博物館や図書館の事務に関する情報が届いたり、関連する案件が発生した時、あるいは外部から問い合わせがあった時には、直ちに貨幣博物館や図書館の方に連絡を取りますし、逆に貨幣博物館や図書館の方で、アーカイブに関連するような案件や外部からの照会などがあれば、すぐにアーカイブに連絡をもらっています。私どもは同じ組織の中にありますので、日頃から比較的スムーズに連携をとりながら業務を進めている現状にあると思います。

**【伊藤】** 斧渕さんへの質問はまだいっぱいありますので、なるべくコンパクトにお答えいただくとありがたい。以下は、ややちょっと答え難いかもしれませんが、まず、今の話に直接関連するのですが、「10年以上の保存文書については、アーカイブに移管するということが決まったようですが、行内でこのことを決める時に、どういう議論が行われて、どういう理由でそういうふうに決定できたのかを教えてください」という質問です。それから「移管された資料はどのような形で永久保存されるのか、その比率はどうか」、さらに「保存資料を公開する時に、関連機関に了解を求めているという話がありましたが、無くなってしまった、潰れてしまった企業や、亡くなられた人への了解はどうやっているのか」という質問も出ております。

**【斧渕】** では、順番に、まずは、「保管期間10年以上の資料の移管に関して、日本銀行でそういうことが決まったこと」に関するご質問ですね。私も本当にこれはよく決まったなと思っています。

ただ、このルールが決まったのは、総務大臣の指定を受けた平成14年10月の少し前ですが、私自身は、その当時は、アーカイブとは直接関連の無い全く別の部署におり、その時には、私はその議論には直接の当事者として参加はしておりませんでしたので、自身の経験として、日本銀行の中でその際にどのような議論があったかについて、詳しくお話するということにはできません。

ただ、アーカイブが総務大臣からの指定を受けるという際に、行内でのいろいろな議論を経て、日本銀行として政令指定を受ける方向に進むべきであろうということになり、その中で仕組みを整えていく過程に於いて、なるべく資料をきちんと残せるように取り組もうということになり、保管期間10年以上の資料は全て金融研究所アーカイブに移管するという仕組みができたのだと思っています。

この保管期間10年以上の資料を移管するという時の10年については、先ほどの30年原則とも違いますので、何故10年なのかと思われるかもしれませんが、私がこれまで、日本銀行内でいろいろな部署を経験してきた感覚で言いますと、業務上の重要な書類であれば、さすがに10年以上は保管するだろうというイメージはあります。

ただ、10年以上の資料は全て移管の対象になるというふうに申し上げましたけれども、だからといって、資料の全部が残っているわけではありません。これはご質問の2点目にあった「移管されて永久保存になるその比率

がどの位か」ということにもつながっています。

具体的に申し上げますと、10年以上保存されている資料であっても、例えば、同じような事務が何度も繰り返して発生しているというケースがあり、スペースの制約や保存の面でいろいろと手間やコストがかかるという中で、事務の記録として果たしてそれを全部残す必要があるのかという視点でみることも必要になります。そういう同じような事務が繰り返し発生しているような場合の資料であれば、代表的な事務の一部を残せば、その事務の記録は残せるという場合があります。こうしたことから、移管の際の選別の中で、10年以上のものであっても全部とっておくということではありません。その場合に、10年以上の資料の中でどれ位の割合のものが残っているのかということであると、今日はちょっと私どもの詳細な計数は持ち合わせておりませんが、文書の資料に限定して言えば、資料の中のかなり高い比率で資料を残しています。ただ、先程、私がアーカイブで所蔵している資料についてご説明した時に、文書の資料のほかに帳簿類というものがありますということをご説明しました。こうした帳簿類は、私ども内部では証票類と言いますが、この証票類は、日常の細かな事務の中で発生し、一つのことを細分化されていたり、重なっているものもたくさん含まれますので、膨大な数になります。先程、申し上げたようにこれを全部とっておくことは、ボリューム的に大変なことになってしまいますので、日本銀行の業務の根幹に関わるような勘定経理に関するようなものを中心にしてある程度絞ったり、重複を避けたりして残しています。そのため、証票類に関しては、先程の資料に比べると、

保存対象として残している比率はかなり低下します。資料と証票類を合わせた全体としてみれば、保存対象として残す比率は、1割を若干下回っており、確か8%位の比率になっていたかと思います。

ちなみに言いますと、私どもが選別する時の基準に関しては、大きく三つのカテゴリーを設けています。一つは基本的な政策の記録に関するもの、二つ目は業務の遂行の記録に関するもの、三つ目は組織の管理の記録という分類です。こういう三つの分類の中で、将来、日本銀行がどんなことをしていたのかが分かるような重要な記録を残そうという観点で、選別を行っております。



それから、3番目のご質問で「公開に関連して、倒産して既に無い企業はどうなるのか」というご質問がありました。既に破綻とか倒産とかで無くなってしまった企業に関する事業の記録については、基本的には、公開上は問題が無いというふうに考えており、通常は、先方に了解を得るということはありません。

ただ、破綻した企業でも後継先がある場合があります。金融機関の中には、いろいろな変遷があつて名前はすっかり変わったけれども、後継先があつて継続しており、名前は変わっていても実質的に残っているということがあります。そういう場合はやはり慎重な取

り扱いが必要というふうに考えております。

亡くなった個人に関して言えば、ご質問にあるように、一人一人の方の生死を確認するというのは現実問題として無理ですね。そういう意味では、一人一人を個別に確認することは到底できませんから、個人に関しては、秘匿性が高いような情報であれば、例えば、100年は非公開にするというように決めればよいと考えます。業務としての記録に残っているということは、その時現役で働いておられたわけですから、少なくとも20歳以上でしょう。それで100年後と言え、生存の可能性は低く、もし生存している場合でも120歳以上になるわけですから、これはさすがに公開しても問題は無いだろうということが言えるかと思えます。

ただ、個人の情報はたとえ亡くなっている場合でも、門地に関わるような情報に関しては、ご遺族との関係等を考慮して慎重に扱う必要があると考えています。

**【伊藤】** あとまだ結構質問があるのですが、だいぶ時間がなくなってきましたので、さらにコンパクトにお答えいただければと思います。まず、代替化事業について質問です。「青焼きとかジアゾとかコンニャク版とかガリ版とか、それらの資料について代替化作業を実施されているというお話がありましたが、どのような資料を代替資料にするか、誰が選んで、誰がどういう形で実施しているのか、自分でやっているのか外注しているのか」という質問が一つ、それから「代替化事業の進捗率や年間の作業量、また、電子媒体についてはJIS Z 6017で長期保存が規格化されているはずですが、実務的にはこれはあまり役に立たないと考えておられるのかどうか」という

質問です。さらに、「日銀が持っている酸性紙資料を脱酸処理する、そういう計画は今のところ無いのかどうか」、そのような技術的な質問が出ております。

予定時間を過ぎましたので、高山さんと斧渕さん両方に、一言ずつで結構ですのでお答えいただきたい質問がございます。「公文書管理法第16条で、時の経過による公開という文面が一応入ったが、この文面が入ったことによって、来年以降、公文書館の対応、あるいは日本銀行アーカイブの対応は変化するかしないのか」です。斧渕さんに資料の代替化作業についてお答えいただいた後で、一言ずついただければと思います。

**【斧渕】** はい。まず、青焼き、コンニャク版についてですが、これらは、私の説明が分かりにくかったかも知れませんが、これから取り組んでいこうと考えているものです。先程、お話ししたのは代表的な事例ですが、保存の専門の先生にもご意見を伺いながら、今後の媒体変換などの対応を実施していきたいと考えています。これまで伺っているところでは、青焼きについては、日光に長い時間当てさなければ、つまり、閉じたままにしておけば、そんなに急に消えてなくなるわけではないと伺っていますので、今後の取り組みについては、劣化状況を踏まえて、優先順位を決めながら考えていきたいと思えます。

それから2点目の電子媒体のJISの基準についてですが、私は、JISの基準を軽んじているつもりは毛頭ありません。ただ、先程も申し上げましたように、電子記録媒体を長期的に保存して、利用するためには、電子記録媒体の寿命だけでは実現できません。環境としては、電子記録媒体自体の他にも読み取る

ための装置、それから読み取るためのソフトも必要です。先程も言いましたように、仮にDVDをマイグレーションすることによって残すことができたとしても、電子記録媒体だけが残っても、それを読み取る装置やソフトがなければ読み取ることはできません。そういうことを考えると、全ての条件、環境がそろって、実際に30年後、50年後とか100年後に見られるかという、私は現時点では、紙資料やマイクロフィルムであれば、ちゃんと保管さえしていれば、おそらく100年後であってもまず大丈夫だろうと思っています。けれども、電子記録媒体の方では、現時点では、なかなか難しいのではないかと考えています。私自身の経験を申し上げますと、私は日本銀行に入って二十数年経っていますが、入行当時使っていたパソコンやワープロとかは、私が知る範囲では、現在、銀行の中には全く残っていません。こういう経験があるものですから、電子記録媒体に関しては、長期間に亘って安心して使える世界標準みたいなものが確立しないうちは、なかなか簡単には進められないなと考えているわけです。

それから3点目の、「脱酸処理を一挙にやることを考えているか」というご質問ですが、酸性紙化がかなり進んで劣化が著しい紙資料については、先程、言いましたようにマイクロフィルムに媒体変換する措置をとっています。

もちろん脱酸処理によって残せるものであったら残したいと思いますが、劣化が著しいものは脱酸処理をしても間に合わないということかと思っています。また、資料の状況も区々ですので、大量に一挙に行うということではなくて、これも資料の状況を見ながら必要なものについては、やっていくということ

かなと考えております。

それから4点目ですけれども、公文書管理法の第16条にある「時の経過を考慮する」ということに関して、今後どうなるかというご質問ですが、これについては、まずは、国の方の高山館長からご回答をお願いしたいと思います。……。

**【高山】** 新しい公文書管理法の基本的な考え方というのは、原則公開ですね。ですから公開をするということなのですが、ただ、その時に情報公開法と個人情報保護法、この2つの法律はきちっと守らなければいけないということになって参ります。

従来は、歴史公文書を保存するということだったんですが、新しい法律の下ではこれは全ての公文書は歴史公文書になり得るんだという、こういう解釈になります。従って、公文書館に移管された文書が歴史公文書になるわけですね。

ただ、この文書は歴史公文書にならないというふうにどこかで決めて、それは最初から除くよ、ということがあり得ないわけですから、我々としては、ともかく新しい法律の下で新しく国立公文書館の対応も変わったなというふうに、皆さん方に感じていただけるように努力をしていかなければいけないということです。

なんだ、全然変わっていないんじゃないかという印象を持たれるようだったら、我々として現行法の中でさらにどういう努力、あるいは改善ができるかということを考えていくということになるかと思っています。

**【斧淵】** 高山館長からお話があったように、国の方では対応が変わったということを示す

ように努力するということが基本のお考えということであり、私どももなるべくそういう方向で考えていきたいと思っています。

ただ、そういう意味では、ここはまだ検討中ということですが、私は先程、公開の課題に関して申し上げたように、できれば、国としての統一ルールみたいなものをもっと具体的に示していただきたいと考えています。

法律に書かれたこと自体は前進だと思っていますけれども、国全体でこういうふうにやりましょうという具体的なルールが示されれば、今よりも対応がしやすくなるだろうと考えています。

**【伊藤】**次に移らせていただきます。佐野さんに二つ質問が出ております。一つは、古文書を所蔵している施設に勤務しておられる方からで、「建物造りつけの空調では、湿度の調整機能が弱くて、いつも65%を大幅に上回る状態が続いている。除湿器を設置する際には、どれ位の時間をかけて適当な湿度に移行させたらいいのでしょうか。月平均何パーセント以内に限るといった目安があれば、ご教示いただけたら幸いです」という質問です。もう一つは、「伝統的な虫干しは効果があるのでしょうか、ないのでしょうか」というものです。

**【佐野】**一つ目のご質問に対して。5%以内の相対湿度の変化というのは、資料の側ではほとんど感作しません。特に古文書というのは、形態はシートか冊子体で、厚みも分厚すぎることはないので、相対湿度が一時に5%変化しても問題ありません。短時間に10%相対湿度が変化しますと、表紙と冊子の中の方では湿度変化に対して形態変化の追従に差が出て

しまいますので、10%の相対湿度変化には「ならし」が必要です。



一般論ですが、70%超の相対湿度で無風の状態で6カ月続くとカビが芽を出します。この条件が揃わないようにフタを開ける、近傍

を通過して風を起こすなど、何らかの環境の攪乱をするとカビが生えにくくなります。皆さんがよくお使いの場所というのは意外と生えないというのは、実はそれなりに理由があります。照明をつけて、近傍を歩くと起こる風で成長が阻害されるからです。80%の相対湿度ですと3カ月、90%の相対湿度では3週間、95%になりますと3日程度で目に見える大きさにカビが育ちます。除湿器は定期的に使った方がいいです。相対湿度65%でしたら、送風機と組み合わせて風さえ起こしておけば、そうそうカビは生えません。クリーニングして表面の栄養分を除去すると、もっと生えなくなります。埃があると埃から生えます。

二つ目のご質問に対して。虫干しは、しないよりはする方が効果があります。虫干しは湿気を外に抜いて内部を乾燥させるために行うので、室内の環境条件より外が乾燥している条件が必要です。虫干しはいつ行うのがポイントです。日を決めて行うものではなく、室内と室外の環境条件を比較して、ちょうど良い条件で行わないと効果が出ません。昔は11月に虫干し、といわれていましたが、実際に環境条件を良く検討すると、京都や奈良では、3月～4月位に乾燥期があって、本当は虫干しをその時期に行うと、うまく室内の湿気が抜けます。11月ですと、環境条件次第では湿気を加えてしまう場合もあります。しかし

夏場の湿気を抜くことと、11月頃に1回、目をかけて害虫被害を確認し除去してくださいという意味で「虫干し」が必要ですよという意味かと思います。虫干し自体は非常に効果がありますので、ぜひ行っていただきたいです。

虫干しの時に、外に資料を持ち出して良いですかと良く尋ねられます。お答えしにくいのですが、紫外線は殺菌にはとても有効です。3分～5分で十分に効果が出ます。虫も逃げます。

**【伊藤】** はい。それでは続いて、矢野さんに幾つか質問が出ております。午前中に資料室を見学された方からだと思いますが、答えやすいところからいきましょう。「午前中に見学した保存庫の中に、貴重図書や準貴重図書がありましたけれども、これはどういう基準で分けているのか」という質問です。「年代によるものか」ということ、それが一つです。

もう一つは、「資料室スタッフの人数と研修について教えてください」という質問です。また、「この資料室には、現在、いわゆるアーキビストはいないのではないかと、研究者とアーキビストは別なので、アーキビストとしての研修をどのように考えているのか」、さらに、「東京大学内の他部局の図書館にもこういう資料室のようなものがあるのか」、というあわせて3点です。

**【矢野】** まず、貴重図書、準貴重図書ですが、これは単純に年代を基準としています。

貴重図書は、刊行物ですと和書、洋書ともに1800年以前に刊行されたもの。手稿本だと1900年以前のものになります。それから、これ以外にアダム・スミス文庫やエンゲル文庫

といった、図書館や資料室が設立された頃に寄贈された、その存立の基盤になったようなタイプの資料群がありますが、こうしたものも貴重図書に指定されています。



準貴重図書は、洋書については1801年から1850年の間です。1850年というのは、酸性紙が大量に使われるようになった、そういう時期です。

和書については、1801年から1887年です。1887年は明治20年にあたりますが、これは出版史に於いて時代を画する時期であるとされています。このように年代を設定して半ば機械的に当てはめるかたちになります。

次にスタッフの人数と研修についてということですが、人数は、助教相当が3名<sup>1</sup>、それから非常勤の学術支援専門職員と学術支援職員がおります。あわせて5名です。アーキビストですが、いま非常勤の学術支援専門職員と申しましたけれども、長年、古文書整理を担当している者が1人おります。

それから研修ということですが、これまで、この研修は必須、ということは特になく、個々の必要に応じて研修に行くという形でやって参りました。

その次に、「東大のなかで資料室のような組織は他にあるのか」、ということですが、アーカイブズ資料を持っている、とか、博物資料を持っている、あるいは資料の保存に力を入れているという組織はたくさんあります。ただ、図書・アーカイブズ・博物資料全てを対象として、モノとして遺していこうと、それを表に掲げて組織的に行っているところは

<sup>1</sup> 平成22(2010)年11月1日より、講師1名、助教相当2名の体制となっている。

ないのではないかと、そう認識しています。

**【伊藤】** ちょっと補足します。東京大学自身の内部資料については、東京大学史史料室という組織がありまして、基本的にはそこで保存・整理するようになっております。また、経済学部資料室より歴史の長い明治文庫という組織、宮武外骨が勤めていたことで有名ですが、その明治文庫が法学研究科にありまして、ここでは明治期のいろいろな新聞などを集めております。また、最近では、情報学環では、外部の組織とも協力してデジタル・アーカイブの構築を進めております。さらに、もうちょっと基準を緩めますと、エリアスタディーズ、例えばアメリカ太平洋地域研究センター（図書室）なども附属図書館の枠組みの中にありますので、今、ありませんと断言されたのは、これだけきちっとしているところはないという、むしろちゃんとやるぞという宣言だと、そういうことだと理解していただいたら良いのではないのでしょうか。



それから、次の質問です。「ガス消火設備を途中で断念したといわれたが、それは何故ですか」という質問です。「初期コストなのかランニングコストなのか。ガス消火設備はCO<sub>2</sub>なのか」、これはすぐ答えられると思いますがいかがでしょうか。

**【矢野】** ガスは、CO<sub>2</sub>ではなく、ハロンガスを申請しました。ただ、初期設備とランニングコスト、両方含めてこれは高過ぎるということで断念しました。

**【伊藤】** あとですね、なかなか難しい質問が一つ出ております。「一体、この資料室はこれからどういうアーカイブ資料を受け入れるのか」という質問です。「受け入れの条件とか規則とかあるのか、あったら教えてほしい」ということです。それと、「山一証券の話がさっき出たけれども、一体、その整備について時間と人力と経費など出どころも含めて教えてもらえませんか」という質問が出ております。

**【矢野】** どのような資料を集めていくか、ということですが、寄贈の依頼があれば、資料室がこれまで集めてきた、国や企業や労働組合の資料、そういったものに少しでも関わりがありそうであれば、基本的に、一度は現物を見せていただくことにしています。

その上で、もし、内容的に是非これはコレクションに加えるべき、というものが一点でもありましたら、引き受ける方針です。ただし、資料の処分も含めて、その取り扱いを一任いただくことが条件になります。もちろん寄贈される方のご意向もあります。また量的な問題もクリアしなければなりません。いきなり何千箱と言われても、それはちょっと無理ですから。こうした条件を調整しつつ受け入れることになります。

山一資料の整理にかかった経費のことは、受け入れの中心になった伊藤先生がいますので、ここは説明をお願いしたほうがよいかと思っております。

【伊藤】山一ですけれども、1997年11月に山一がつぶれた後ですね、2度にわたって資料の受け入れを行いました。

第一回目が段ボールで270箱、第二回目が段ボールで500箱弱です。この2回にわたって受け入れた資料の整理だけでも、両方を合わせて1億円以上の費用を要しました。しかし、これだけのお金を使っても、資料を一般の利用に供するためには全く足りず、結局、極東書店のご協力で、資料のDVD、マイクロフィルム化を行うことができました。

資料整理のファンドとしては、第一回目の寄贈分については大学院特別経費を充当し、第二回目の寄贈分については、大型科研費である学術創成研究費を充当しました。春休み、夏休み、冬休みに30人から40人の院生・学生の方に入らせていただいて、段ボールに生のまま詰め込まれている資料の目録作りから始める、非常に大量の人力と時間と経費を使ってやっているということです。

ですから、さっきの矢野さんの話のように、企業資料や組合資料、あるいは政府資料などは、受け入れたい、受け入れてやっていこうというのが基本姿勢なんです、それに要する資金の手当てをどうするかという問題が常につきまといます。

ファンドが無い限り受け入れはできないのですが、もう一つスペースの問題があります。実は、山一証券の二回目については、段ボール500箱弱を受け入れましたが、受け入れ前に保管されていた資料は段ボール5,000箱以上ありました。もっとも、そのうち3,500箱位は個人別の預金通帳のような取引記録でして、いただいても分析のしようがないということでもいただきませんでした。その他、相手側の事情で受け入れができなかった資料もあ

りまして、結局、二回目は500箱位になったということです。山一資料の受け入れの経緯につきましては、東京大学出版会の『UP』<sup>2</sup>に書きましたので、ご関心のある向きはそれを読んでいただければと思います。

それで、まだ矢野さんには質問が残っていますが、時間が無くなりましたので、最後の質問にお答えいただきたいと思います。これは非常に難しい質問です。「今日のシンポジウムは、サブタイトルでライブラリーとミュージアムとアーカイブズをつなぐと書いてある。しかし、4人の話を聞いても一体どういうふうにつなぐのかよく分からない」という質問です。この質問は、パネラーではなく、主催者である私どもが答えるべき質問ですが、最初、佐野さんが、サイエンティストとしての観点から、博物館の話がされましたので、どういう具合につないでいくことが望ましいか、あるいはつないでいくことができるのかについて、もし何かお答えになれるようなことがあれば答えていただきたいと思います。あわせて、日本銀行の斧淵さん、公文書館の高山さんから、一言ずついただければと思いますが、いかがでしょうか。

【高山】MLA連携、私どもの方から申しますと、アーカイブズという立場にありますので、一番身近なところはライブラリーなんです。ライブラリーの中でも特に専門図書館という館種、これは私が専門図書館の実務経験を持っておりますから言えることなんです、専門図書館とアーカイブズとは類縁性が非常に強い。

<sup>2</sup> 伊藤正直「日本資本市場研究の国際化を目指して：山一証券社内資料七〇〇箱」『UP』37-6, 2008.6

社内文書という文書は、これは専門図書館にとっての必要不可欠な情報源なんです。ですから、図書館だから出版物だけ扱っているというようなそういう専門図書館は全く意味が無いということになります。

そういう面から考えて、これはどうしても専門図書館とアーカイブズを一体化しないと、要するに、今までは世の中にゆとりがありましたから、図書館を持つあるいはアーカイブズを持つ、あるいは博物館を持つということが一つの社会的なステータスとして、そういうものを会社が別個につくってくれて、しかもそれらそれぞれに必要なお金を出してくれるような奇特的な経営者もいたかもしれない。

しかし、先程、伊藤先生が仰ったようにアーカイブというのはものすごくお金がかかる。しかも経営が厳しくなってくると、そういうコストパフォーマンスから考えて、問題のあるところには、一切お金を出さないという話になってくる。

一方で、デジタル化することによって、検索の範疇というものが従来の情報パッケージの形態とか、あるいは記録の方式による限界を超えて検索の対象が広がっていく。要するに、デジタル化によりネットワーク化されている情報環境というものを前提にすれば、そういう館種の壁を乗り越える状況が出てくる。ということですから、私は必然の方向として図書館にしろ、アーカイブにしろ、博物館にしろ、求められる情報サービス提供ということを追求していけば、自ずからそこには共通性と言いますか、要するに MLA の垣根を超えなければならない状況が生まれるだろうというふうに考えております。

**【斧渕】** 私は、これまで日本銀行員としてい

ろいろな部署を経験してきた後に、現在、アーカイブにおりますが、学問的な意味でのアーカイブの専門家、あるいは保存の専門家というわけではありませんので、そういう観点からは、うまくお答えすることはできないかもしれません。

ただ、私は、今回のテーマが「資料を残す・未来へ伝える」の下にサブタイトルとして、ライブラリー、ミュージアム、アーカイブズをつなぐとなっているのは、なかなかうまくタイトルをつけられたなと思っていて、まさにそういうことなんじゃないかなというふうに思っています。つまり、ライブラリー、ミュージアム、アーカイブは立場や役割が違い、保管しているものも違います。ただ、残すものが違うにしても共通のキーワードで言えば、「資料を残す・未来へ伝える」こういうことになるのかなと思います。ライブラリー、ミュージアム、アーカイブに共通する「資料を残す・未来へ伝える」ことのために時には連携しながら、それぞれの立場でしっかりと役割を果たしていくということだろうと思います。

私はアーカイブにいますので、アーカイブの立場で申し上げますと、例えば、先程ご覧いただいた広島支店の被爆報告のような資料、こういうものをどうして残すのかというと、日本銀行自身が業務としてどんなことをやってきたのかということ、まさに未来へ伝えなければならないからだと思います。

私が先程、ご紹介した広島支店の資料、私は、あれを見る度に胸が熱くなってしまうのですが、ご紹介したように原爆が落ちた翌日という深刻な状況の中で、市中の金融機関の方も含めて生き残った関係者が集まってその翌日から業務を再開させたということは、本当に大変なことだったと思います。こういう

資料を残すことによって、大災害の中にあつて日本銀行はどのように行動したのかという事実、また、その当時の人達の非常事態の中での業務継続への努力や思いを未来に伝えていくというようなことが、私どもアーカイブの使命だろうと考えています。



**【佐野】** 今日お話ししたのは主に「形あるモノを遺す」話で、その形態と価値を残すお話をしました。私がおります文化財研究所が全体として目指しているのは、モノに研究情報やその付帯情報を全てつけて、アーカイブとして残すということを目指しています。担当部署は企画情報部という別の部署になりますが、どのような情報を付加価値としてモノと一緒に残すか、いかに残すかという手法や選択のあり方について研究しています。まさにミュージアムとライブラリーとアーカイブをつなぐ活動で、これが研究の最先端の形だと思います。

このように東京大学経済学部資料室と深く関わりを持って研究交流を深められたのは、私どもにとってもまさに時宜を得た交流だったのではないかと考えています。

ライブラリーもアーカイブも、今までのように情報を残すということだけを目指すのではなく、どのように価値付けして何をどう残そうとしているのか検討し、変わっていく時

期に差しかかっているように思います。その促進のためには、経験交流が重要だと思います。このようなディスカッションできる場を基に、繰り返し、考え方や技術について経験交流すること自体が重要だと今回感じました。

**【矢野】** 佐野先生が最後に仰ったところで、ほとんど言われてしまったようなものですが。

まず、事実関係から。経済学部資料室が実際にいわゆる「MLA 連携」をやってきたかと言えば、これまで、例えば東京大学史料室だとか、総合研究博物館といったアーカイブズ資料や博物資料を専門に扱っている機関との連携ということは、行っていません。だとすると、シンポジウムの標題を「つなぐ」としていながら、事実と違うではないかと言われるかも知れません。これには「つなぐ」に込めた意味を、繰り返しになりますが、改めて説明する必要があるでしょう。

先程、紹介したように、もともと、図書館にはタイプの異なる資料が混在していました。これを適切に残していくためには、それぞれのモノとしての性質に見合った扱いが必要になります。この新装なった資料室は、そのうち一般刊行物以外を扱う部門として特化されたもので、結局、図書資料、アーカイブズ資料、博物資料全てを扱うことになったわけです。そうすると、モノだけ見れば、資料室は、図書館でありアーカイブズであり博物館でもあるということになります。一方、これをヒトや組織の側から見れば、こうした資料を個別に扱う専門家や機関全てと関わりがあると言うことになります。つまり「資料室」はこの3つを「つなぐ」位置にあるというわけです。

もちろん、こんにち通常言われる意味での

「MLA 連携」、要するに、デジタルデータを使って所蔵資料の情報を共有するといった活動ですね、これももちろん、視野に入れておかなければなりません。しかし、まずは、いま佐野先生が仰ったところとつながる部分ですが、「モノ」を介しての交流を重視したいと考えています。この新棟を建設する際にも、佐野先生をはじめとして、博物資料を扱う方々から「モノ」に関する情報や助言をたくさんいただき、その多くが反映されています。逆に、資料室に対して、内外の機関からこういった資料の劣化があるのだがどうしたらよいか、という相談も少なくありません。インプット、アウトプットですね。資料室がそういう立場にあるということは、任務としてこれから自覚しておかなければならないと、私は考えております。

**【伊藤】** どうもありがとうございました。まだまだ議論をしたいことがたくさんございますが、予定の時間が参りましたので、これでシンポジウムは終了とさせていただきますと思います。

130 人を超える大勢の皆さんに参加していただき、しかも積極的に質問を出していた

だいたおかげで、実りあるディスカッションができたのではないかと思います。3 人のご報告とそれに対する皆さまのご質問も、経済部資料室の今後にとって貴重な指針を与えていただきました。今後とも、東京大学経済学部資料室へのご支援をお願いして、終了のあいさつといたします。



(たかやま まさや：国立公文書館館長)

(おのぶち ひろし：日本銀行金融研究所  
アーカイブ館長)

(さの ちえ：東京文化財研究所保存修復科学  
センター保存科学研究室長)

(やの まさたか：東京大学大学院経済学研究  
科特任研究員)

(いとう まさなお：東京大学大学院経済学研  
究科教授・経済学図書館長)